

# ご存知ですか？高額療養費制度！

高額療養費制度  
について



病院や薬局（以下「医療機関」）で支払う医療費が同じ月に自己負担限度額（以下「限度額」）を超えた場合、その超えた額を支給する高額療養費制度。耳にしたことはあっても、具体的な手続きについては、意外にご存じない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は具体的な手続きや仕組みについて簡単にご紹介します。

## ■支給申請手続きについて

ご加入の公的医療保険（健康保険組合・協会けんぽの都道府県支部・市町村国保・後期高齢者医療制度・共済組合など。以下「公的医療保険」）に、**高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。**

申請後、各公的医療保険で審査を経て支給されますが、**受診した月から少なくとも3か月程度かかります。**

※1 医療機関の領収書の添付を求められる場合があります。

※2 審査はレセプト（医療機関から公的医療保険へ提出する診療報酬の請求書）の確定後に行われます。

## ■窓口での支払いを限度額までに抑えるには

ご加入の公的医療保険から「**限度額適用認定証**」又は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受け、医療機関で認定証を提示する必要があります。詳細は、ご加入の公的医療保険にお問い合わせください。

## ■マイナ保険証の活用

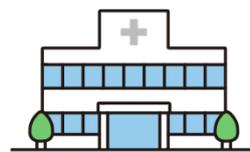
マイナンバーカードで資格確認を行うため、**上記認定証がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える支払いが免除されます。**

## ■多数回該当

過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合、**4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。**

## ■世帯合算

ひとり1回分の窓口負担では限度額を超えない場合でも、複数の受診や、**同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります。）の受診について、それぞれお支払いした自己負担額を1か月単位で合算することができます。**



お客様にとって、地域№1代理店を目指して

株式会社 **保険デザイナー旭川**

〒070-8004

北海道旭川市神楽4条6丁目1-15

TEL : 0166-74-7081

FAX : 0166-74-7082

E-mail : [info@hoken-designer.jp](mailto:info@hoken-designer.jp)

URL : <https://www.hoken-designer.jp>

※厚生労働省ホームページを引用し弊社で作成